

資料編

1 市民アンケートの結果

市民の意見等を計画に反映するため、アンケート調査を実施しました。

<調査概要>

調査期間：令和4年11月28日～令和5年1月6日

回答結果：536人 30.6%

対象者：① 帯広市に居住する市民 250人

① 85人 34.0%

② 帯広市に居住する障害のある人・児童 750人

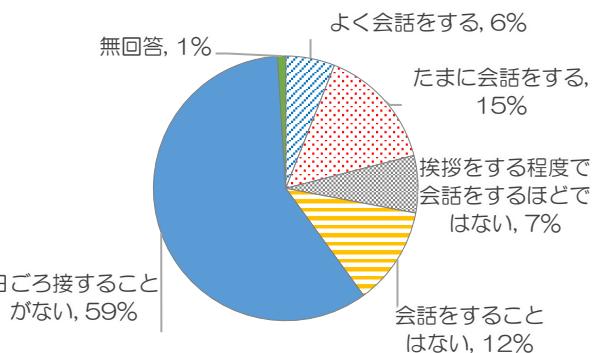
② 299人 39.9%

③ お世話をしている人 ※②に同封 750人

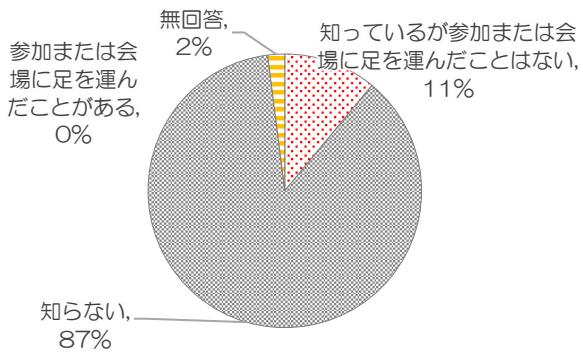
③ 152人 20.3%

①帯広市に居住する市民（障害のない人）

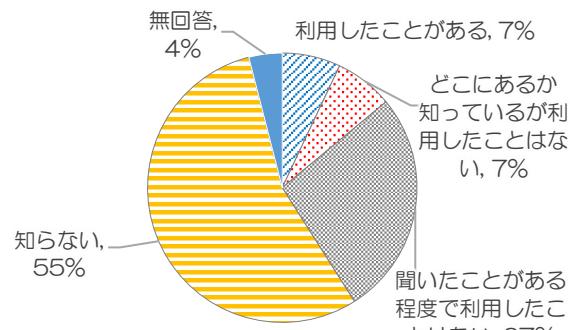
Q1. 日頃障害のある人と会話をすることはありますか？



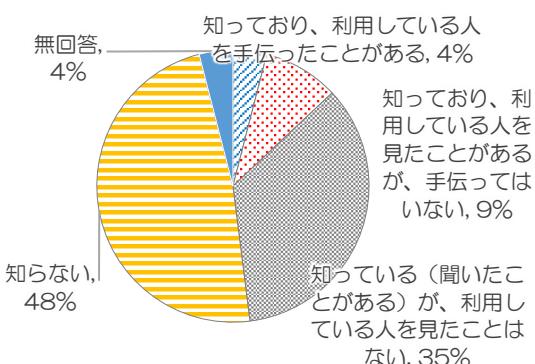
Q2. 障害者週間記念事業をご存じですか？



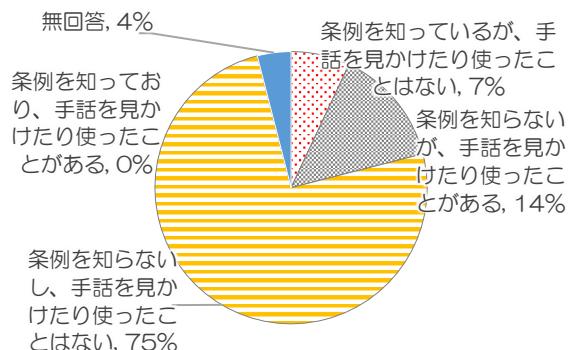
Q3. 福祉のひろばをご存じですか？



Q4. ヘルプマーク、ヘルプカードをご存じですか？

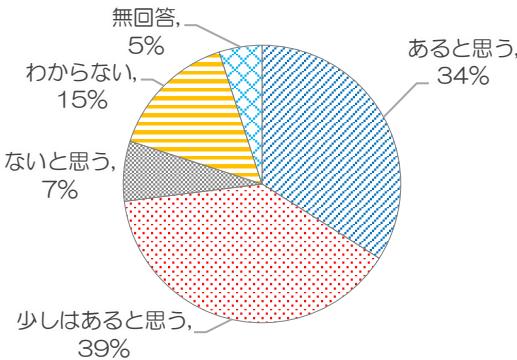


Q5. 帯広市手話言語条例をご存じですか？

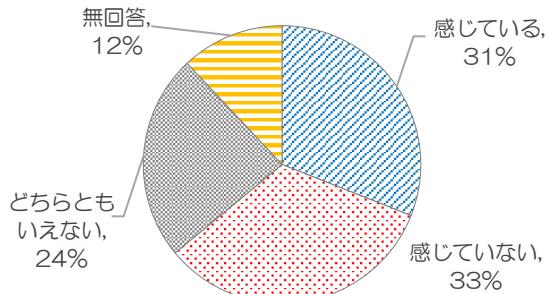


②帯広市に居住する障害のある人（児童含む）

Q6. 障害者への差別や偏見を感じることはありますか？

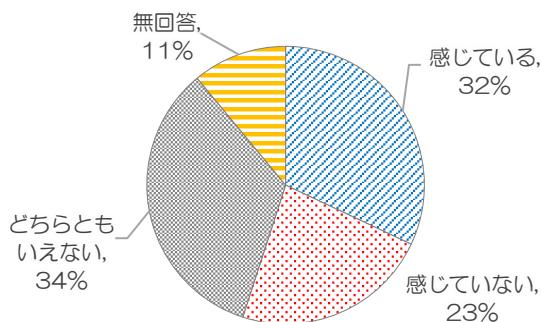


Q7. 帯広市において、物理的な障壁はあると感じていますか？



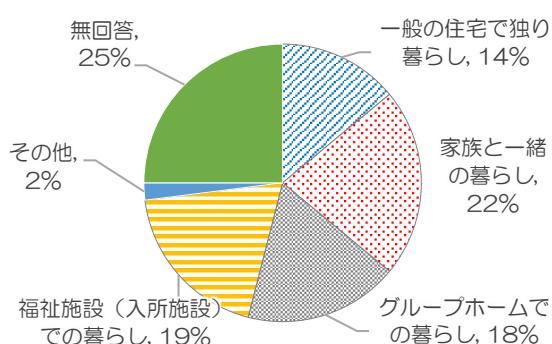
※物理的な障壁：主に移動面で困難をもたらす障壁のこと（建築物の段差、道幅の狭さ、バリアフリートイレがない、など）

Q8. 帯広市において、意識上の障壁はあると感じていますか？

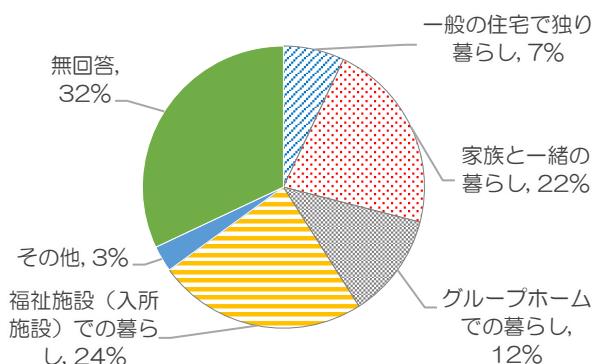


※意識上の障壁：社会の中にある障害などに対する心の壁のこと（偏見や差別的な見方、過剰な気遣い、「障害者のくせに」という態度や言葉、など）

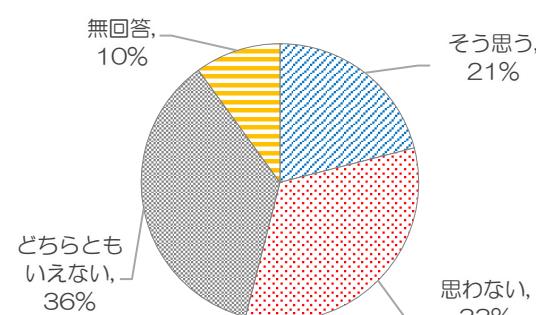
Q9-1. 今後どのように暮らしたいと思いますか？



Q9-2. 今後どのように暮らしたいと思いますか？（障害種別が重複する人のみ）



Q10. 身の回りの用事や家事を手伝ってくれるサービスを受けられ、一人暮らしになんでも不安を感じない環境が整っていると思いますか？



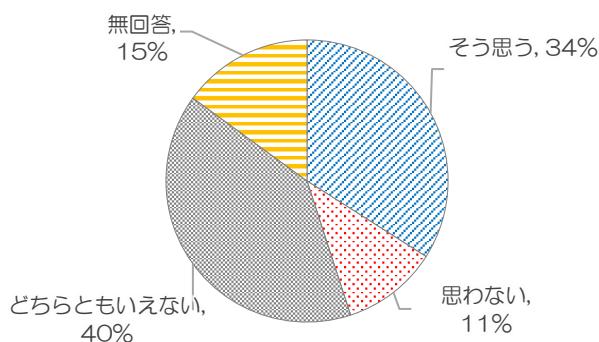
Q11. あなたが地域で生活していく上で、どのような相談体制が必要ですか？（複数回答可）

	上位3つ
1	障害の特性を理解した専門の相談員に相談できること 41%
2	継続的に相談に応じてくれる人がいること 36%
3	地域の身近なところで相談することができるすこと 33%
3	1か所で用件を済ますことができる窓口があること 33%

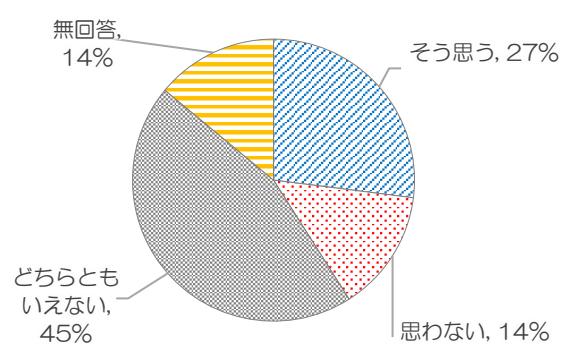
Q12. もし災害が発生した場合、困ると思うことはなんですか？（複数回答可）

	上位3つ
1	避難場所の設備等（トイレ等）や生活環境が不安 54%
2	避難場所などで周囲とコミュニケーションがとれない 42%
3	人の多い場所が苦手で避難所などで生活できない 40%

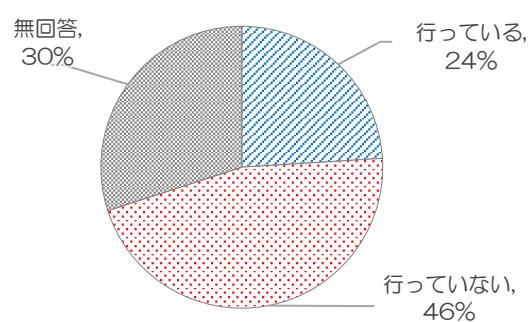
Q13. 障害のある児童も地域の学校や保育所等に通える環境が整っていると思いますか？



Q14. 障害や疾病に配慮した教育が受けられる環境が整っていると思いますか？



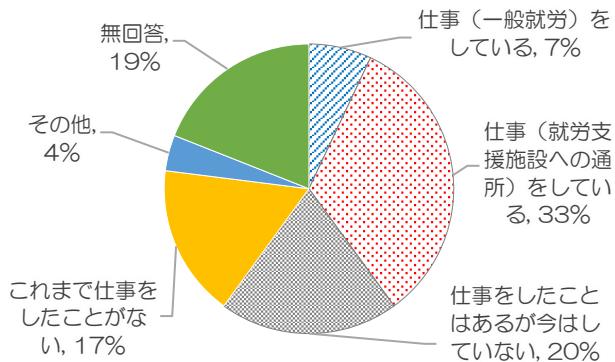
Q15. あなたは文化芸術活動、スポーツ、余暇活動などの活動を行っていますか？



Q16. 活動する上での課題・問題点はありますか？（複数回答可）

	上位3つ
1	身近にできる場所や環境がない 18%
2	お金がかかる 18%
3	情報が不足している 15%
3	移動手段がない 15%

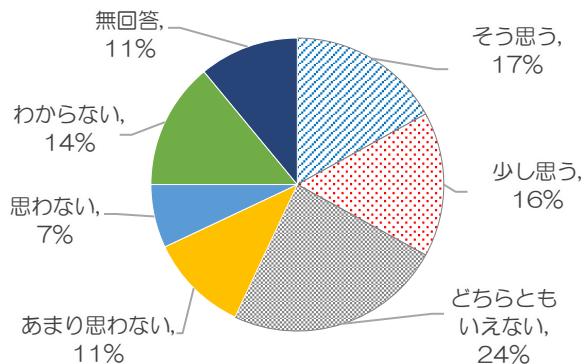
Q17. あなたは仕事をしていますか？



Q18. 仕事を始める、または続けるために必要なことはなんですか？（複数回答可）

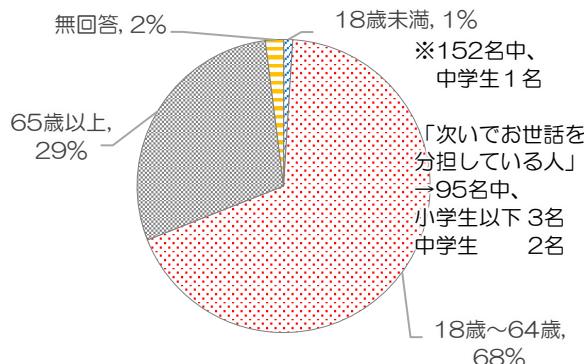
上位3つ		
1	自分に合った仕事や働く場を見つかる	36%
2	上司や同僚の理解・支援	26%
3	勤務時間や業務量を調整できる	25%

Q19. 障害のある人もない人も住みやすいまちだと思いますか？

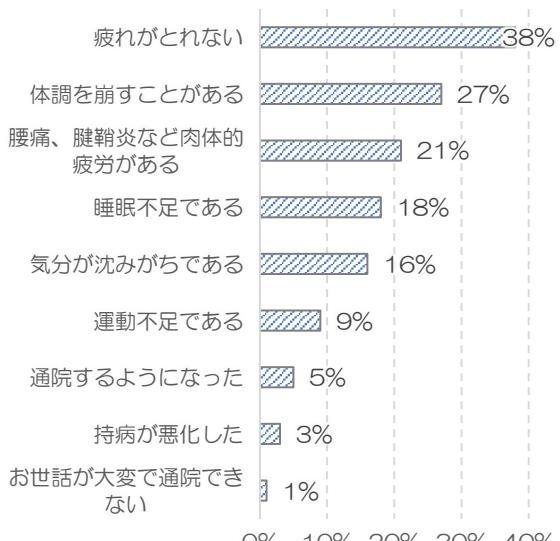


③お世話をしている人（ケアラー）

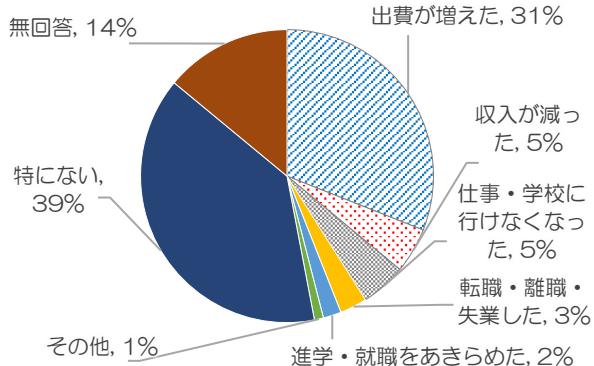
Q20. あなた（お世話をしている人）の年齢は？



Q21. お世話をしてることで、あなたの健康状態にどのような変化がありますか？（複数回答可）



Q22. お世話をすることで、あなたの生活にどのような変化がありますか？



Q23. お世話で困ったことや、悩んでいることはありますか？（複数回答可）

上位3つ		
1	自分の心と体の健康	47%
2	お世話が必要な人自身の将来	45%
3	自分の代わりにお世話をしてくれる人がいない	31%

2 住民意見の聴取

市民の皆さんとの日頃の困りごとや市の取り組み等について、本人及び家族、支援者のほか、幅広い層からの意見を計画に反映させるため、市民意見交換会や、当事者団体・学生のサークルなどにヒアリングを行ったほか、協議会の枠組みを活かし、支援者を対象としたグループワークを行いました。

団体NO.	区分	名称	実施日	対象	人数
①	市民	市民意見交換会	令和5年5月23日	市民	20名
			令和5年5月24日		24名
②	団体	帯広肢体不自由児こまどり父母の会	令和5年7月15日	肢体不自由児者と親等	9名
③		一般社団法人帯広身体障害者福祉協会	令和5年8月3日	身体障害者や事務局関係者	5名
④		北海道帯広養護学校PTA役員	令和5年8月4日	障害児の親	5名
⑤		CAN-PASS	令和5年8月8日	市内高校生	7名
⑥		NPO法人帯広市手をつなぐ育成会	令和5年8月22日	知的障害者・保護者や支援員	20名
⑦		LAND サークル	令和5年8月28日	市内大学生	6名
⑧	支援者	帯広市地域自立支援協議会地域生活支援会議	令和5年6月22日	相談支援専門員や事業所支援員等	39名

ご意見は、以下のとおり、「理解促進に関すること」「支援体制に関すること」「社会参加に関すること」の3つに分類して整理しています。

(1) 理解促進に関すること

	意見	団体NO.
普及啓発・理解促進	日常的に障害のある方と接する機会がある人はそう多くない。	①
	障害者を市内で見かけた記憶がない。	⑦
	理解し合えないのは圧倒的に「知らない」「身近じゃない」ことが要因。	⑧
	個人がどうこうではなく、企業側が共生社会をつくるための取り組みを進めることが大切。	①
	東京のバス・JRではヘルプマークをよく見かける。座れるなら座る、優先すべき人には優先する、という気持ちが醸成され、共生社会を感じた。	⑦
	気軽に障害のある人に声を掛けられるようになればいい、ヘルプマークも有効。	⑧
	お店によって、障害者にとっては、段差や店内音楽の大きさなど利用しにくいところがある。だれでも来れる、という配慮があればと思う。	⑦
	病院ごとに障害児の受入れに対する理解の差がバラバラ。受診するだけでもそれなりに苦労することが多い。	④
	飲食店における盲導犬の入店拒否などの事例はまだある。障害者差別解消法が施行され時間も経つが、まだまだ配慮が進んでない。	③
	障害により、できること・できないことの差が激しい。「できること」に目を向けてほしい。	⑤
	実際に障害者になって、これまでの価値観が大きく変わった。どれだけ理解した気になっても、当事者にならないと本当の意味では理解できないと感じている。	③
	健常者の親から、誤った認識で、同情されたり、子どもを遠ざけられたりすることがある。肢体不自由児が注目されないことが問題。	②
	コンビニやスーパー、学校と連携して行政が発信する場を増やす（当事者と気づいてない人に届くよう）。	⑧
	福祉のひろばなどの情報が日常生活で入ってこない。	⑤
	障害の有無を“目に見える”だけで判断されてしまうのは辛い。	①
	障害のイメージは視覚・聴覚など見た目で分かるものしかなかった。小さい時から見た目で分かりづらい障害の知識に触れる機会があればよい。	⑤
	知的障害や情緒の障害はわかりづらいので、助けてもらいづらい。ヘルプマークがあっても、接し方がわからないのではないかと思う。	⑥
	保育士・幼稚園教諭への障害についての教育研修。	⑧
	障害のある子との関わり方がわからず、不登校になってしまう。関わり方の指導を当事者の親などからしてもらえる機会があればよい。	⑤
	企業側の理解が欲しい。	⑧
	社会人への啓蒙は骨が折れる作業。若い時分の教育から障害への理解を深められるような情報提供を行うことが重要。	①

	教育の中に障害のある人への配慮が含まれていなかった50~60代が、20~30代に共生社会を踏まえた教育をすることは大変難しい。 出前講座の充実（認知度が低い、コミセンや町内会で行い交流の場に、少人数でも実施）。	① ⑧
教育	学校で行う車いす体験や介助の講義で、車いすに乗っている状態で複数人で持ち上げる、3~4時間車いすに座り続ける、段差・坂を体験するなど、実際にある障壁を感じる講義にしないと意味がない。 車いす体験を各学校共通プログラムとして実施してはどうか。	② ②
	精神障害の増加は社会に出て傷つく人が増えていることの現れであり、健常者でも障害者になりえる。子どもに対し、出前講座などを通じた教育により、「いずれ当事者になるかもしれない」という想像力を養ってあげてほしい。	④
	教育の中では、ヘルプマークの言葉の意味は学べるが、そこまでしか学べない。もっと障害者理解に関して深堀りした教育があればよい。	⑤
	障害に関する教育は教科書の隅に載っている程度しか学べない。義務教育の段階で支援学校と一般の学校で何かを作り上げるイベントがあればよい。	⑤
	実学ベースで学べる教育体制があれば、良いなと思う。体験ベースの授業が増えれば子どもたちのためになる。	⑦
	精神的な問題について、周囲は精神論で返してくれることがあった。啓発が進むよう校舎にポスター掲示などされればよい。	⑤
	小学生から高校生まで、理解するための場・触れ合う場をつくることが第一（一緒につくる、ゴミ拾いする等）、小中高での交流教育の積み重ねが大事。	⑧
	健常者と一緒に働く、同じ環境で過ごすことが共生社会だと思う。	⑦
	小さいころから壁をなくした社会に、一緒に過ごせる場、子どもの頃からの理解が必要。	⑧
地域交流・共生社会	地域課題について障害のある方と共に考えるような取り組みが必要。	①
	当事者・家族が協議会に参加する（専門職ばかりが集まってやるべきではない）。	⑧
	地域活動の中で、当事者が活躍できる、明確な役割づくりができると、関わる機会が増えていく。	①
	ごちゃまぜの居場所づくり、児童も障害者も高齢者も一緒に過ごせる場所（高齢者デイに児童も、誰でも来れる地活、障害の有無にかかわらず気軽に立ち寄れる場所）。	⑧
	事業所の一般開放（町内会や地域ボランティア・団体との関わり、障害者から健常者へのアプローチ）や、事業所同士の交流、事業所での行事に住民が参加してもらうことで障害児への理解を深める。	⑧
	養護学校の行事に参加するのは保護者に限られている。周囲の人に知って、理解してもらいたいので、もっとコミュニティが広がればよい。	⑥
	子ども・障がい者・老人が参加できるイベント、地域の公園・お祭りなどで交流の機会を増やす。	⑧
	町内会が機能しなくなったのかおせっかい文化がない、町内会や民生委員のおせっかい向上。	⑧

	助けてといえる場と助け合い（誰かに助けてといえる環境づくり）。	⑧
--	---------------------------------	---

(2) 支援体制に関すること

	意見	団体NO.
相談支援・情報提供	制度の仕組みや相談窓口が市民に浸透していないのではないか。	①
	圏域相談の充実、圏域相談支援体制が理解できないため周知を徹底してほしい。	⑧
	自分から支援してほしいと動かないとわからないままのことが多い、市役所とつないでくれる人が必要、気軽に本人や親が相談できる場がほしい（困っている人ほど自分から相談しない）。	⑧
	相談支援事業所のフル活用、相談員から積極的にコンタクトをとる（利用者が知らないと意味がない、アピール必要）。	⑧
	情報提供に当たっては、ポスター掲示や広報誌では見ない人は見ない。町内会の回覧にいれてもらえば見る機会もできる。	⑥
	困ったとき24時間相談できるところ、緊急時に頼れる「福祉」のよろずや。	⑧
	相談の初動・福祉の入り口が大事、丁寧な関わり必要（切れ目ない支援のためにには、しっかりと相談支援へ引き継ぐこと、「どのサービス？」ではなく「なぜこのサービス？」について丁寧に）。	⑧
支援内容・支援体制	児童・医療・福祉・就労のそれぞれが縦割りになっており、成長に応じた繋がりが薄いことに制度の切れ目を感じる。たとえば、働くことを見据えた児童支援ができるようになれば。	①
	放課後デイサービスについて、国や他市町村と異なり、市では利用日数が15日となっている。見直しをお願いしたい。	②
	修学旅行や外泊研修では、入浴介助などで親の付き添いが必要になる中、負担を感じない親もいるが、目的を考えると子どもだけで行かせたい。家庭の希望に応じて、現地サービスの利用など検討してほしい。	②
	子どもの障害特性上、冠婚葬祭に行くことが容易ではない。サービスは事業所か居宅に限られているが、すぐそばで面倒を見てくれるスポット的なサービスが欲しい。	④
	ライフステージごとに利用できるサービスを知らないまま送迎等の負担を負っていた。サービスや手当の年齢の境目が分かりづらく、年齢に応じて対象になる情報がまとまっていると、将来的な見通しも立てやすく助かる。	④
	児童でサービスが切れる保護者から不安の声を聞く（障害児の時の記録の保管、学校から就労への引継ぎ）。	⑧
	保育/小学/中学/高校/社会 学年上がる度に切れる感じがする。	⑧
	法の変わり目が支援の切れ目、行政の担当や窓口も変わり移行がスムーズでない、本当の意味での縦割りの解消。	⑧
	連携のための事前情報がほしい。	⑧
	特別支援を受けている中で、見た目からは分かりづらい障害と重度の障害で支援に差があると感じる。差をつけないでほしい。	⑤

	小学生の学習では個性が一律に扱われる。個性にあった教科の選択肢を増やすなど、学びにもレパートリーがあればよい。	⑤
	学校の先生が障害について寄り添える支援ができないか。小学校で字が読めず先生の音読でテストを受けている子が、中学校で同じ支援を希望しても伝わらなかった。小学校から中学校にはつながらないと感じた。	⑤
	支援学校のあと多様な選択肢必要、居場所のアイデアも（「高等養護学校卒業後同年代との交流がない」とアンケートにあり学校卒業が切れ目）。	⑧
	児の支援をしても親の理解が高まらないと、良い療育につながらない。	⑧
	通院介助できる事業所がない（車両がない・事業所減）ため家族で対応。	⑧
	サービス事業所が人材不足となると対応できない（ブラック企業化し心身ともに疲れ、良い支援できるのかと思う）。	⑧
	外出できない（望まない）ケースの対応が難しい、アウトリーチが重要。	⑧
住居	障害者施設と老人施設が一緒になったものがあればいい。	④
	ごちゃまぜのグループホーム（シェアハウス）。	⑧
	生活の場の構築（GH 以外）。	⑧
	重度の方が生活できる GH が足りない。ヘルパーも不足。	⑧
	レスパイト（空き家・公営住宅の活用）、不動産屋の協力（空き家）は得られないか。	⑧
医療的ケア	保育所の看護師確保に向けて民間と同じ感覚で取り組んでほしい。	②
	医療的ケア児コーディネーターが十勝に4人いると聞いているが、知識ある人・ケアできる人をもって増やしてほしい。	②
	北海道と同様に、市でもナースバンクを実施すべきである。	②
	医療的ケア児は高校卒業後に生活介護になるが、事業所が少ない。看護師が不在のところが多いため、看護師の確保が必要。	①
	医療的ケアが必要な子どもの面倒を見られない時、泊りで看護師がみてくれるところの選択肢が少ない。	④
	家族のケアをする中で、世話をする私自身が疲れてしまうことが多くあった。	①
ケアラー支援	育児と介護、親の就労とレスパイトの必要性（24 時間体制で始めている自治体あり）。	⑧
	ケアラーの相談窓口がわからない、お世話をする人の負担を減らすにはまず気軽に相談できるように。	⑧
	ヤングケアラーはあまり相談しないため、学校など話を聞く場を設けていく。	⑧
	障害児を育てる親の就労を支える必要も。	⑧
	引きこもり（家族）への対応。	⑧
	ケアラーが急遽来れなくなった場合や、大雨・災害時などの避難場所、災害時に応じた支援など、緊急時を想定した 24 時間対応も考慮してほしい。	⑥
	災害時の停電対策として、蓄電バッテリーが必要不可欠。	②
災害時対応	災害時、お互いが自分のことに手一杯になるものと思われ、助け合う仕組みづくりは難しいと感じる。	②
	隣町で行っている、防災行政無線の導入を検討してほしい。FAX やスマホの扱い	③

	は老人では難しい。	
	事業所は忙しいため防災訓練を地区ごとにやってほしい。	⑧
	災害時の個別支援計画の作成が遅れていると認識。市のコーディネートがあれば、相談支援専門員の立場として支援することは可能。	①
	福祉避難所について、医療・障害の知識、理解のある担当者が携われる体制づくりを希望する。	①
バリアフリー	障害者が安全に過ごせるよう、図書館前の段差や、病院付近の点字ブロック、敷設年度の違いにより段差の異なる縁石など、ハード面の問題をなんとかしてほしい。	②
	日常的にバリアフリートイレを見かけると配慮が進んでいると感じるが、これが一般的になればよい。	⑤
	障害者用駐車場の利用を厳格化してほしい。	②
	冬の帯広駅では、雪が積もると点字ブロックが覆われ、わからなくなってしまう。視覚障害者が困っている状況に出くわしたこともある。	⑦
	オストメイト対応トイレを増やしてほしい。	①
情報保障	要約筆記奉仕員ではなく、要約筆記者を増やすための講座受講助成を要望する。	①
	健常者と同じように、突然の集まりであっても、当たり前のようにUDトークによる情報保障があるとよい。	①

(3) 社会参加に関すること

	意見	団体NO.
地域活動・生涯学習	障害者が、市の講座等で講師を務める、ひいては専門職としてそれを仕事にできるようになればよい。	①
	情報が特定のところにあると、イベント等に参加しやすくなる。	①
	精神疾患に悩むひとや復帰した人と気軽に関われる場があればよい。また、そうした取り組みの情報提供をしてほしい。	⑤
	畜大祭など、外部参加OKなイベントで、障害のある方がお店を出して参加したらどうかな、と思う。	⑦
	健常者とともに参加しやすいイベント等があれば（通常、一般の人向けのイベントには障害のある人は行きにくい）、参加するイベントへの意識づくりと心の準備。	⑧
	民間企業との関わり（民間イベントの方が規模も大きくスピード感もある、障害者が来やすいイベント）。	⑧
	イベントでは駐車場も遠く、道も悪い、トイレも整っていないケースが多く、なかなかいけない。思いやりスペースの設置など、主催者への啓発も必要。	⑧
	そもそも活動ってどこでやってるのかがわからない、活動団体や活動できる場の情報提供（情報発信を強化）、社会参加の課題は情報がないこと。	⑧
	ほっとぷらつとのような持ち込みOKなカフェ（圏域に一つずつあれば）。	⑧
	社会活動への参加には、家族支援も必要。	⑧

	特に引きこもりの方の社会参加支援は家族やそれぞれの機関の支援力向上が必要、昼夜逆転・引きこもり・不登校等の家族が集う場所。	⑧
	余暇活動の場や知る機会（卒業した生徒は社会人のチームには入れない、参加できる場を知る機会があれば余暇活動の充実につながる）。	⑧
	スポーツサークル（移動に課題も）、卒後は学校とのつながりしかないとみんなと楽しめるスポーツがあれば。	⑧
	出会いの場（一般向けの場は難しい、札幌で障害のある人の出会いの場あり）。恋人欲しいという相談多い。	⑧
	社会参加しやすく、現代の流行に合わせた取り組み（アートとか？）、ニーズに合った社会参加、障害者のニーズの聞き取りとマッチング（どういう形をやりたいか→どうやるか、情報発信の媒体いろいろ使う、ポップケのような場所増えるといい）。	⑧
	音楽のイベント、そこへ集まることで知り合える（人が集まる音楽家にお祭りコーナー）。	⑧
	フードバレーとかちマラソンへの関わり方（障害者の競技参加、ごみ拾い・給水などのボランティア）。	⑧
	SNS 等で参加するイベントの様子（動画）アップでイメージづくり。	⑧
	軽度知的障害の方、発達障害の方にわかりやすく教え、アフターフォローしてくれる自動車学校（栃木県）。	⑧
	ダンス、習い事、ホットヨガなど、着替えや利用の仕方がわかりづらいものも多く、受け入れ側の理解も必要。	⑧
	障害のある人も一緒にできる余暇活動の場がほしい、一般就労後の集う場がない、学べる会がない。	⑧
	障害により生産的・経済的活動に参加できない人の自己実現・自己表現の場所や仕組みが必要（アートなど）。	⑧
移動手段	ケアする側も高齢化し、免許返納も考えているが、子の通所に当たりバスの減便が続き、困っているところ。	⑥
	交通機関の構築（無料バス）。	⑧
	スポーツ関係の事業では移動手段が全国的な課題として挙げられる。	①
	スポーツ行事の参加率が向上しない原因に移動手段の確保がある。目的地までのバスの路線がない、タクシー利用に係る経済的な負担等の問題がある。	③
	通勤手段の充実（特に農福連携）、企業への通勤サポートがあるともっと働くことができる、一般就労後や在学中の現場実習に係る送迎。	⑧
就労	子どもが好きな（子どもに合った）仕事がなかなか見つからない。企業には特性や希望に応じた仕事を用意してもらいたい。そして、健常者と一緒に働く職場環境を希望する。	⑥
	リモート支援、引きこもり支援、テレワークができる事業所（在宅ワーク）。	⑧
	親亡き後の視点で見ると、一般就労につくことを望む。企業に障害者との関わり方を学んでほしいと願う。	④
	企業側に障害者雇用をする大きなメリットをつくる（就労からの社会参加は企業	⑧

	にもメリットあるため、雇用したくなるような施策を）、企業はできることを伸ばしてくれるとよい。	
	農家から、人手が足りないという声をよく聞く。農機具を使うから危ない、炎天下だからきついなどの難しい条件もあるが、単純作業（根っこ切る、分別するなど）をお願いできる人を雇用できたら、W in-W inだと思う。	⑦
	農福連携については、畑を耕す、魚をとる、家畜を育てるなど含め、“食”を取組に加えてはどうか。	①



3 策定経過

日付	内 容
令和4年 11月28日	市民アンケート調査実施（～令和5年1月6日まで）
令和5年 2月27日	帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会（第1回） ・次期帯広市障害者計画及び帯広市障害福祉計画の策定概要について
5月19日	帯広市障害者計画庁内策定委員会（第1回） ・(仮称)帯広市障害者共生まちづくりプランの概要（案）及び現計画の課題整理
23日	市民意見交換会（市民活動プラザ六中）
24日	市民意見交換会（帯広市グリーンプラザ）
6月22日	帯広市地域自立支援協議会地域生活支援会議 ・(仮称)帯広市障害者共生まちづくりプランの概要（案）及び現計画の課題整理
28日	帯広市地域自立支援協議会障害者計画策定部会（第1回） ・(仮称)帯広市障害者共生まちづくりプランの概要（案）及び現計画の課題整理
7月19日	帯広市障害者計画庁内策定委員会（第2回） ・(仮称)帯広市障害者共生まちづくりプラン（骨子）について
	帯広市地域自立支援協議会障害者計画策定部会（第2回） ・(仮称)帯広市障害者共生まちづくりプラン（骨子）について
8月21日	帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会（第2回） ・(仮称)帯広市障害者共生まちづくりプラン（骨子）について
8月23日	帯広市議会厚生委員会 ・(仮称)帯広市障害者共生まちづくりプラン（骨子）について
10月17日	帯広市地域自立支援協議会障害者計画策定部会（第3回） ・(仮称)帯広市障害者共生まちづくりプラン（原案）について
19日	帯広市障害者計画庁内策定委員会（第3回） ・(仮称)帯広市障害者共生まちづくりプラン（原案）について
26日	帯広市地域自立支援協議会地域生活支援会議 ・(仮称)帯広市障害者共生まちづくりプラン（原案）概要報告
11月 8日	帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会（第3回） ・(仮称)帯広市障害者共生まちづくりプラン（原案）について
20日	帯広市議会厚生委員会 ・(仮称)帯広市障害者共生まちづくりプラン（原案）について

日付	内 容
令和5年 11月27日	パブリックコメント実施（令和5年12月26日まで）
令和6年 1月16日	帯広市地域自立支援協議会障害者計画策定部会（第4回） <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)帯広市障害者共生まちづくりプラン（原案）に対するパブリックコメント意見募集の結果公表（案）及び帯広市障害者共生まちづくりプラン（案）について
16日	帯広市障害者計画庁内策定委員会（第4回） <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)帯広市障害者共生まちづくりプラン（原案）に対するパブリックコメント意見募集の結果公表（案）及び帯広市障害者共生まちづくりプラン（案）について
2月 9日	帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会（第4回） <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)帯広市障害者共生まちづくりプラン（原案）に対するパブリックコメント意見募集の結果公表（案）及び帯広市障害者共生まちづくりプラン（案）について
14日	帯広市議会厚生委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)帯広市障害者共生まちづくりプラン（原案）に対するパブリックコメント意見募集の結果公表（案）及び帯広市障害者共生まちづくりプラン（案）について



4 帯広市健康生活支援審議会 障害者支援部会

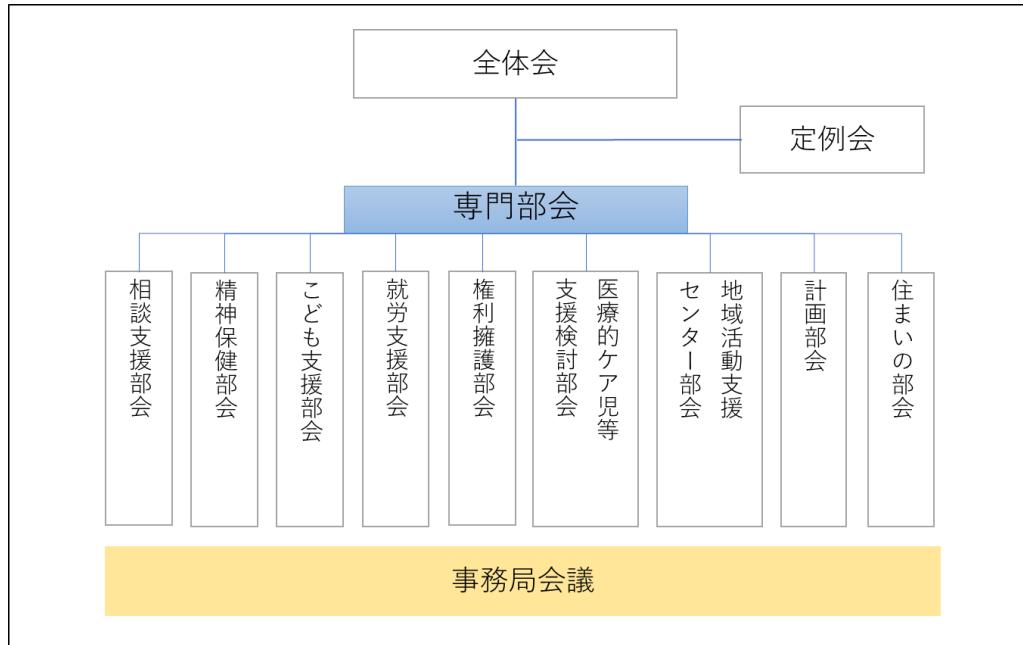
○委員名簿（敬称略・五十音順）※策定期

氏名	所属等
坂村 堅二	障害者スポーツ愛好家
眞田 清	NPO法人肢体不自由児者サポートセンター ぼてとハウス
田中 利和	一般社団法人帯広身体障害者福祉協会
津田 俊彦	北海道精神保健福祉士協会道東ブロック
中山 典子	帯広要約筆記サークルたんぽぽ
○ 畑中 三岐子	NPO法人帯広市手をつなぐ育成会
藤川 香奈子	公募
藤森 誠	公益社団法人北海道社会福祉士会十勝地区支部
◎ 細川 吉博	一般社団法人帯広市医師会

◎部会長 ○副部会長

5 帯広市地域自立支援協議会

○組織図 (R6.4～)



○障害者計画策定部会委員名簿（敬称略・五十音順）※策定期

氏名	所属等
◎ 佐々木 雅美	NPO法人十勝障害者サポートネット
新明 雅之	社会福祉法人慧誠会 十勝障がい者就業・生活支援センターだいち
菅 瑞枝	NPO法人共生シンフォニー 重症心身障害児者通所事業所ぐらんつ
高橋 宏明	社会福祉法人帯広福祉協会 相談支援事業所つつじ
川田 弘二	社会福祉法人帯広市社会福祉協議会
長村 麻子	NPO法人十勝障がい者支援センター 十勝障がい者総合相談支援センター
野村 智恵子	NPO法人ほっと・ぷらっと
藤原 敦美	社会福祉法人慧誠会 児童部門
本間 多香美	NPO法人 U-mitte 重症児デイサービスプエオキッズ
森 真二	社会福祉法人慧誠会 相談支援センターけいせい会

◎部会長

6 用語の解説

あ行

- ・医療的ケア

重度の障害のある人に対して行う、たんの吸引や経管栄養など、生きていく上で必要な医療的援助のこと。

- ・帯広市障害者虐待防止センター

障害のある人への虐待に関する通報や届け出への対応、障害のある人の保護や相談、養護者に対する相談や指導、助言を行うための機関として平成24年に設置。

- ・帯広市健康生活支援審議会

市民、保健・医療・福祉の関係者及び市が協働して、市民の生涯を通じた健康づくりと自立した生活の支援に関する施策を、総合的・計画的に推進するための市長の附属機関。

- ・帯広市成年後見支援センター「みまもーる」

認知症や、知的・精神障害などで判断能力が十分でなくなっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、成年後見制度などの活用を支援する機関。

- ・帯広市地域自立支援協議会

障害福祉に関するさまざまな問題について、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進するための協議の場として、平成19年に設置。

- ・おびひろ市民学

ふるさとの自然環境や歴史、文化、産業、地域住民とのかかわりを通して、「ふるさと帯広」に対する誇りと愛着を育み、地域社会の一員として、よりよい地域づくりに関わる子どもを育てることを目的として、全小中学校で実施している授業。

か行

- ・基幹相談支援センター

地域の障害福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う機関として平成24年に設置。

- ・教育相談

専任の教育相談員を配置し、いじめや不登校、非行などに関すること、友人関係や進学問題など子どもの教育に関わる相談を受けるもの。

- ・緊急通報システム

自宅で急に体調が悪くなったり緊急の事態が発生したときに、通報装置のボタンを押すと、24時間体制で助けを求めるサービス。

- ・圏域相談支援

障害のある人やその家族等から様々な困りごとや悩みなどの相談を無料で受ける「相談支援事業所」を、市内を4圏域に分け、各圏域1か所ずつ設置するもの。

- ・合理的配慮

障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で対応すること。

- ・交流教育・体験教育

障害のある人とない人の交流や障害のある状態を擬似体験する教育プログラム。

- ・こども発達相談室

発達に心配のある子どもや、障害のある子どもに関する心配事や相談、支援についての情報提供などを行う場。

- ・個別避難計画

高齢者や障害者など、災害発生時等に自ら避難することが困難な「避難行動要支援者」が、円滑かつ迅速に避難できるよう支援するために作成する一人ひとりの状況に合わせた避難計画。

さ行

- ・差別解消事例集

帯広市で行ったアンケート調査等をもとに、市民の皆さんのが実際に体験した事例をまとめたもの。啓発活動や配慮提供時の参考資料として作成。

- ・視覚障害者誘導用ブロック

点字ブロック。視覚障害者が足裏の触感覚で認識できるよう突起を表面につけたもので、地面や床面に敷設されているブロック（プレート）。

- ・市民活動プラザ六中

閉校となった帯広第六中学校を、障害のある人も高齢者も地域住民も交流する地域支えあい体制づくりの拠点として改修。平成24年に供用開始。

- ・重症心身障害児

重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態の子ども。

・**住宅確保要配慮者**

低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育する者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者。

・**巡回相談**

地域の一般的な子育て支援施設に、相談員が直接訪問し、保育や子どもへの対応について助言などを行い、支援すること。

・**障害者週間記念事業**

国民に障害や障害のある人について広く关心と理解を深め、障害のある人のあらゆる分野の活動への参加を促進する週間（12月3日から12月9日まで）を記念した啓発事業。

・**障害者就業・生活支援センター**

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある人に対し、相談や職場・家庭訪問等の実施を通して支援する機関。

・**障害者生活支援センター**

帯広市が運営する地域活動支援センター。

・**消費生活アドバイスセンター**

悪質商法、商品やサービスなどの契約に関するトラブル、商品の品質や安全性など、消費生活に関するさまざまな問題や疑問について相談対応を行う機関。

・**情報アクセシビリティ**

身体の状態や能力などの違いにかかわらず、情報が利用しやすい状態にあること。

・**成年後見制度**

判断能力が十分でない人が不利益を被らないように、本人に代わって、財産管理や身上監護などを行う援助者を選任し、本人を支援する制度。

・**相談支援専門員**

障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障害のある人の全般的な相談支援を行うもの。

た行

- ・**地域活動支援センター**

創意的活動または生産活動の機会の提供によって、障害のある人が社会との交流の促進を図る施設。

- ・**地域ケア会議**

個別の課題について関係機関が協力し、課題の解決と社会基盤の整備を同時に進めいくために実施する会議。

- ・**地域生活支援拠点**

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つの柱で構成。帯広市では、各機能を域内の複数の事業所等で面的に整備する方法を採用。令和6年度より相談支援、短期入所など各事業所の登録制度を開始。

- ・**地域包括ケアシステム**

住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるための地域の包括的な支援・サービス提供体制。

- ・**つなぐっと**

障害や発達に心配のある子どもを周りの人たちが支えるために、保護者が子どもの健康や特性などを記入・記録し活用するサポートファイル。

な行

- ・**ノーマライゼーション**

障害のある人が特別視されることなく、一般社会の中で普通に生活し、ともに生きる社会こそが普通の社会であるという考え方。

は行

- ・**バリアフリーマップ**

帯広市内の商業施設や官公庁等における、障害者用駐車区画・車いす使用者用トイレ・車いす使用者対応エレベーターなどのバリアフリー情報を地図上で閲覧出来るツール。

- ・**ピアソーター**

同じ課題・境遇を持つ人が支え合うピアサポート活動において、自らの経験をもとに、同じ立場にある他の参加者を支援する役割を担う人。

・**福祉就労**

一般企業などでの就労が困難な障害のある人に、障害福祉サービス事業所などで就労や生産活動の場を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のため訓練を行うこと。

・**福祉のひろば**

障害のある人が福祉施設等で製作した作品の展示・販売や、福祉に関する情報提供の場として、平成8年に帯広駅内に設置。

・**福祉避難所**

高齢者や障害のある人など、一般的な避難所では生活することが困難な人のための避難所。市が、福祉避難所となる各施設に連絡をとり、受け入れについて調整したあと、利用可能となる。

・**ふれあい市政講座**

出前講座の正式名称。市民との意見交換や情報共有を進め、協働によるまちづくりを進めるため、職員が受講を希望する団体のところにお伺いし、市の事業や制度などについて話すもの。

・**ペアレントメンター**

発達障害のある子どもを持つ親で、その経験を活かして子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに助言を行う人。

・**ヘルプマーク**

外見からは分かりにくい障害や疾患などがある人が、支援や配慮を必要としていることを周囲に知らせるマーク。

・**法定雇用率**

障害者雇用促進法に基づき、従業員が一定数以上の規模の事業主に義務付けられた、従業員に占める身体障害者・知的障害者・精神障害者等の割合。

・**包容（インクルージョン）**

多様な人材がそれぞれの能力を活かして活躍できている状態。

・**補助犬**

身体に障害のある人の目や耳、手足となって働くよう訓練された犬。

・**ボランティアセンター**

帯広市社会福祉協議会の事業の一つ。ボランティア情報の提供のためのセンター。ボランティア実践者による相談対応やボランティア登録の受付などをおこなっている。

や行

- ・優先調達

障害者就労施設等から物品などを率先して調達すること。

- ・ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍や年齢、性別などの違い、障害のあるなしや、個人の能力の差などを問わずに快適に利用・使用できる建築・製品・情報などの設計のこと。

ら行

- ・リモート支援

外出の困難な方が居宅にて業務を遂行できるよう、職場と映像・音声をネットワーク上で共有する環境を整備しながら、業務に必要な指示や指導を遠隔サポートで行うこと。

P

- ・PDCA サイクル

業務などを、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返し、継続的に改善していくことで、効率化、最適化をめざす方法。

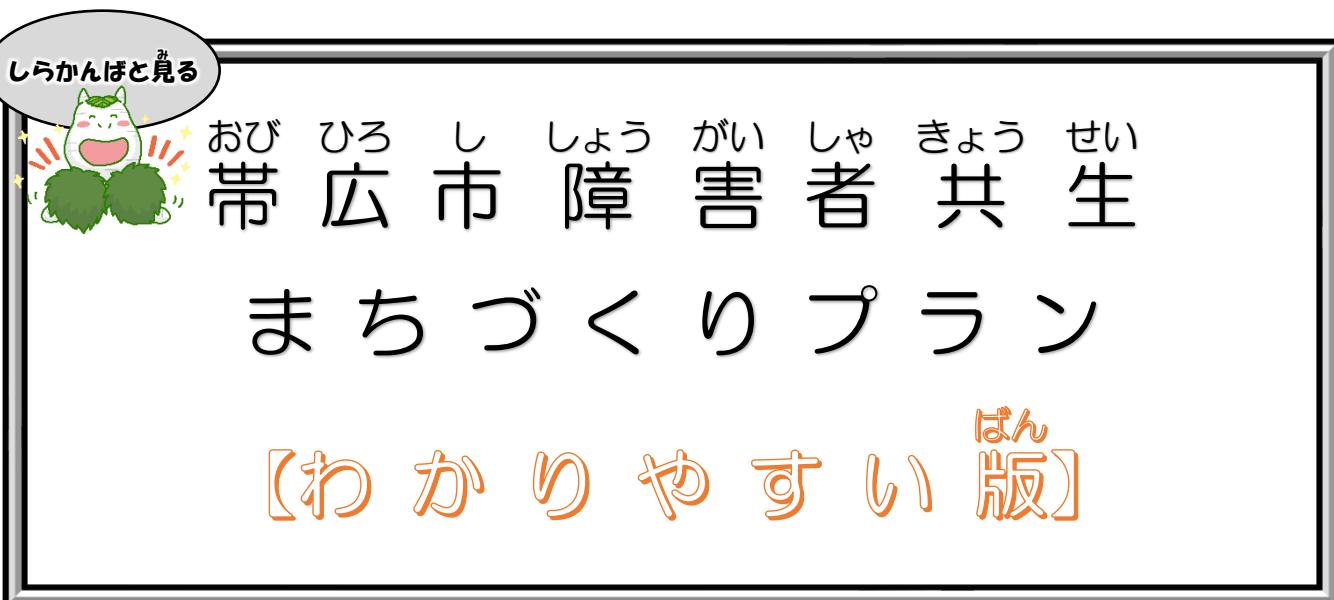
S

- ・SNS

Social Networking Service（ソーシャルネットワーキングサービス）の略。インターネット上で人と人のつながりや交流を楽しむ、X や LINE などコミュニティ型の会員制サービス。



7 帯広市障害者共生まちづくりプラン【わかりやすい版】



しょうがい ひと ひと
障害のある人もない人も、
きょうりょく あんしん
協力しあって、みんなが安心して
暮らせるまちをつくろう！



おひひろしおほう
帯広市広報マスコットキャラクター

しらかんぼ

©帯広市2021

1) 帯広市障害者共生まちづくりプランってなに？

この計画は、障害のある人に関して、帯広市がこれから取り組むことや福祉サービスについてまとめたものです。「障害のある人」には子どもも大人も入ります。

計画の期間は、令和6年4月から令和12年3月までの6年間です。

2) この計画で、どんなまちづくりをするの？

計画で一番大切にしていることは、「障害の有無によらず、誰もが地域社会の一員として共生するまちづくり」です。障害のあるなしにかかわらず、帯広に暮らすみんなが、それぞれのできることをしながら、協力をしあって暮らしやすいまちをつくっていくことをめざしています。

そのために、3つの目標を立てて、8つの取り組みをします。

計画への思いが、計画名にもあらわれているね！

障害の有無によらず、
誰もが地域社会の一員として
共生するまちづくり



3) どんなことに取り組むの？

目標1 共に過ごし、理解し合える地域をつくる

子どもの頃から、できるだけ障害のある人・ない人を分けない環境をつくり、お互いに理解を深めていくとともに、障害のある人が差別や無視・いじめなどを受けることのないまちをつくります。

目標の達成に向けて・・・

取り組み1 理解と交流の促進

(1) 啓発・広報活動の充実

- 障害のある人にも協力してもらいながら、障害や障害のある人について市民のみなさんに知ってもらいます。
- 学校で、手話講座や、交流・体験を通じた教育などに取り組みます。
- 障害のある人の作品の展示や製品の販売を通じた交流や理解をすすめます。

(2) 交流の場の充実や支え合いの推進

- 保育所や学校、町内会、障害のある人が利用する事業所、市民活動プラザ六中などで障害がある人もない人も参加する交流活動をすすめます。
- 障害のある人とない人の交流づくりに取り組む市民団体を支援します。
- 市民がボランティア活動に参加しやすい環境づくりや、ボランティアの育成などに取り組みます。

取り組み2 権利擁護の推進

(1) 差別解消の推進

- ヘルプマークなどの障害に関するマークの理解をすすめます。
- 差別をなくす取り組みや障害のある人への配慮のほか、配慮に当たってのこまわりごとの相談先を企業に知らせます。

(2) 虐待防止の推進

- 障害のある人への無視やいじめなどがあった時に相談にのったり、こうしたこと�이起らぬよう支援する人たちと協力をします。

(3) 障害のある人の意見の反映

- 障害のある人やその家族と話し合う機会をつくります。

(4) 意思決定の支援

- 帯広市成年後見支援センター「みまもーる」などと協力し、障害のある人が自分で自己的を決断するための支援を行います。
- 障害のある人が物を買う時などにだまされたりしないための相談先を知らせます。

障害のある人もない人も、交流する中

で新しい発見があるかも。

お互いに、相手の立場に立ってものごと

を考え、行動しよう！



目標 II 地域で安心して暮らせるための支援体制をつくる

障害のある人やお世話をする人が負担や孤立を感じないよう、成長に合わせ、途切れないように支援する、困った時の相談や支援の体制をつくります。また、日常的に医療によるお世話を必要とする人など重い障害のある人や子どもの発達を支援します。

目標の達成に向けて・・・

取り組み③ 相談支援と情報提供の充実

(1) 相談支援の充実

- 市内に4つある相談窓口を中心に、障害のある人やその家族からの悩みや困りごとの相談を受け付けます。
- 困りごとをかかえる人や家庭について、関係者が協力し、話し合いや支援の体制づくりをします。
- 障害のある人やその家族の相談にのる人への研修を行います。
- 障害のある人や発達障害の子どもを持つ親などが、同じ悩みを抱える人たちに対し、支援やアドバイスを行う活動をすすめます。

(2) 情報提供体制の充実とアクセシビリティ(情報の使いやすさ)の向上

- 障害のある人への支援など必要な情報を関係者で話し合います。
- 障害のある人やその家族などが、障害福祉に関する情報を簡単に知るための方法や、点字・文字の読み上げなど情報を得やすい方法について考えます。

(3) 意思疎通の支援

- 耳の聴こえに障害のある人に、手話や文字を書いて通訳する人の派遣や研修します。
- 障害のある人とのやりとりで必要な配慮ができるよう、帯広市の職員や民間の事業者・団体などに働きかけます。

取り組み4 生活支援の充実

(1) 障害福祉サービス等の提供体制の充実

- 障害のある人がサービスを利用しやすくなるように計画作成などの相談支援します。
- 障害福祉サービスの支援員への研修や適切にサービスを提供できているか確認するほか、帯広市が指定する事業所の指導を行います。

(2) 生活支援・在宅支援の充実

- 家族の入院などの緊急な困りごとがあっても、安心して暮らせるよう、事業所などと協力して、支援の体制をつくります。
- 障害のある人のお世話をする家族などが休めるように、障害のある人が短い間でも泊まることができる事業所を確保します。
- 住むところに困った人が、安心して暮らせる住まいを確保できるよう、グループホームの空き部屋状況がわかるようにしたり、関係者と話し合います。
- 精神障害のある人が安心して暮らせるよう、支援体制について話し合う場を

つくります。

- 障害のある人などに必要な福祉用具や各種サービスを提供します。
- 日常的に医療によるお世話を必要とする人に対し、看護師の派遣や非常時の対応などの支援について考えます。

(3) 保健・医療の充実

- 障害の原因となる病気などを予防するためのイベントを開いたり、早めに見つけるための検診を勧めます。
- 自殺予防について働きかけます。
- 救急医療の体制をととのえます。
- 障害のある人に、医療費に対する支援を行います。

取り組み5 療育・教育の充実

(1) 相談支援体制の整備

- 健診や相談対応などにより、障害や発達に心配のある子どもを早い段階で必要な支援につなげます。
- 保育所・幼稚園から学校、学校から福祉サービス事業所など、環境が移り変わる時に、関係者で話し合い、発達段階に合わせた支援を行います。
- 日常的に医療によるお世話を必要とする子どもや、身体と知的の両方に障害のある子ども、その家族が安心して生活できるよう、関係者で必要な支援を考え、実施していきます。

- 障害や発達に心配のある子どもが入学する時に、保護者と学習環境などについて相談します。

- 障害児の相談支援を行う事業所の確保に取り組みます。

(2) 療育施策の充実

- 障害や発達に心配のある子どもが、生まれた時から必要な支援を受け、成長していくける環境をつくります。
- 療育を提供する事業所への研修の実施や、関係者が情報共有する場をつくり、支援の質の向上や人材育成をはかります。
- 外出が難しい子どもに、自宅でサービスを受けられる体制を確保します。

(3) 保育・教育施策の充実

- 特別な支援を必要とする子どもが、集団で生活する力をつけられるよう、支援者が施設を訪問し療育などを行います。
- 保育所や幼稚園、児童保育センターにおいて、特別な支援を必要とする子どもを受け入れ、集団生活の中で一緒に成長することができる保育や教育を進めます。
- 発達の段階に合わせた教育を受けられる環境をつくります。
- 先生への研修や、教育と福祉の関係者との連携を進め、指導力や専門性の向上をはかります。

取り組み⑥ 安全・安心な生活環境の整備促進

(1) 暮らしやすい環境への支援

- 障害のある人が生活しやすい市営住宅などの市の建物の整備や、住宅を直すための支援、民間企業への働きかけなどを行います。
- 障害のある人が安心して利用できるよう、建物の使いやすさ、目に障害のある人用の道路のブロック、障害のある人の身の回りの手伝いをする補助犬、車いすなどについて知らせます。

(2) 防災体制の整備

- 災害が起きた時にどう行動すればいいか知らせたり、安全に逃げるための計画づくりに取り組みます。
- 災害が起きる前の訓練や逃げる場所の準備、福祉用具のお知らせなどに取り組みます。

障害のある大人も子どもも、みんなが安心して暮らせる社会をつくるために、地域の関係者がつながって、支援の輪を広げていくことが大事だね。



目標Ⅲ 希望に応じ社会参加できる環境をつくる

はたら 働くことや、きの合う仲間と一緒に楽しむ活動など、障害のある人がやりたいと思うことに自由に参加できる環境をととのえます。

目標の達成に向けて・・・

取り組み7 社会活動の充実

(1) 地域活動への参加促進

- 地域のイベントなどを、障害のある人にもわかりやすく知らせます。
- 人と交流したり、簡単な作業や身体障害のある人向けのトレーニングができる場所を提供します。
- 障害のある人ができることをしながら参加できる機会をつくります。
- 外出が難しい人の移動を支援します。

(2) 生涯学習活動の促進

- いろいろな講座の情報や誰でも参加できるスポーツを広く知らせます。
- 障害のある人が参加しやすくなるよう文化芸術活動への支援を行います。

取り組み8 就労支援の充実

(1) 雇用の促進

- 関係者と協力して、就職に向けたお知らせや相談支援などをします。
- 企業への支援を通じ、障害のある人が働きやすい環境づくりをします。

- 就労支援事業所向けに、より良い支援ができるよう研修をします。

(2) 福祉的就労支援の充実

- より良い支援や工賃が上がるよう事業所同士で話し合う機会をつくります。
- 市役所や企業などで、福祉事業所からの物品などの購入をすすめます。
- 福祉のひろばで、障害のある人の製品の展示・販売を支援します。

スポーツ



文化・芸術



障害があってもなくても、やりたいことができる社会に！

障害のある人の参加を邪魔する障壁を、みんなで取り除こう！

イベント



仕事



4) 計画はどうやってすすめていくの？

毎年、目標に向かって、計画がどれだけすすんでいるか、取り組みがしっかりとできているかをチェックし、障害福祉の関係者からも意見をもらって、必要であれば取り組みの見直しを行います。

【指標】

目標Ⅰ	<p>障害者週間を記念したイベントに、毎年安定した人数が参加することをめざします。</p> <p>出前講座の実施回数を増やします。</p> <p>地域の関係者が集まる会議に、障害のある人やその家族が参加する回数を増やします。</p>
目標Ⅱ	<p>施設への入所から、自宅やグループホームなどの地域生活へ移る人を増やします。</p> <p>地域生活の支援を目的とした制度について、協力してくれる相談支援事業所と短い間だけでも泊まれる事業所の割合を増やします。</p> <p>地域生活の支援を目的とした制度に、窓口となる人を配置します。</p> <p>個別の事例で支援してきた内容について、振り返りの機会を増やします。</p>
目標Ⅲ	<p>精神障害のある人が安心して暮らせるよう、地域の幅広い支援・サービスの提供体制について、協議する場を設置します。</p>
目標Ⅳ	<p>日常的に医療によるお世話を必要とする子どもの支援について、窓口となる人を配置して対応します。</p>
目標Ⅴ	<p>外出が難しい子ども向けに、自宅に訪問して療育を提供する事業所を確保します。</p> <p>小中学校の先生と福祉の支援者が集まる会議を実施します。</p>

目標Ⅲ	地域の企業のうち、国が決めた障害者の雇用目標を達成している割合を増やします。
	就労支援事業所から、企業に就職した人の数を増やします。
	就労支援事業所や地域の企業を対象とした研修を安定して開催します。
	市内の地域活動支援センターの利用者の数を増やします。

この計画について、わからないことがありましたら、お気軽にお問い合わせください。



<お問い合わせ先>

帯広市 市民福祉部 福祉支援室 障害福祉課

住所：080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地

電話：0155-65-4148

FAX：0155-23-0163

MAIL：handicap@city.obihiro.hokkaido.jp